



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

大森赤十字病院

令和7年度 奨学金貸与制度のご案内

大森赤十字病院は、指定する学校の学生の方に対し、修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与しております。

1. 対 象 者 看護師を目指す看護学生（1年生～4年生）
2. 募集予定人数 各学年5～10名程度
3. 貸 与 額 60万円/年
4. 申 込 期 間 令和7年4月1日～令和7年6月30日
但し、奨学生内定者が定員に達し次第終了します。
5. 申 込 方 法 履歴書（写真添付）、成績証明書
貸与申請書、返済計画書（大森赤十字病院奨学金貸与規程）
を下記住所に郵送。
1年生は、成績証明書の代わりに高校調査書を郵送のこと。
6. そ の 他 奨学生採用にあたり書類選考、筆記・面接試験を実施します。
4年生は当院就職採用試験申込時、履歴書に「奨学生希望」であることを
ご記入ください。

【お問い合わせ・お申込み先】

〒143-8527 東京都大田区中央4丁目30番1号 大森赤十字病院 総務課人事係

TEL：03-3775-3111（代表）

E-mail：jinji@omori.jrc.or.jp



大森赤十字病院奨学金貸与規程

（目的）

第1条 この規程は、赤十字教育施設（4年制大学）において看護師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

（貸付対象）

第2条 本奨学金は、当院が指定する4年制大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者を貸付対象とする。

（奨学金貸与者の人数）

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、原則として毎年10名以内とする。

（奨学金貸与期間）

第4条 奨学金の貸与期間は、第2条に定める4年制大学における正規の修学期間内とする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

（奨学金の貸与額等）

第5条 奨学金は年額60万円（月額5万円）を上限とし、9月及び3月にそれぞれ6ヶ月分ずつ貸与するものとする。

（貸与申請）

第6条 奨学生になろうとする者は、次の各号に定める書類を提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。但し、返済計画書に定める返済期間は、原則として卒業後5年以内とする。

（1）履歴書

（2）貸与申請書（様式1）

（3）返済計画書（様式2）

（4）新たに入学した者にあつては、入学前の最終卒業校の調査書

（5）在学中の者は、成績証明書

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2名を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

2 本規程に定めがない事項及び条項に疑義が生じた場合は、当院と奨学生で協議し、誠意をもって解決にあたるものとする。

(付則)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正 令和 2 年 9 月 1 日

3 改正 令和 4 年 12 月 19 日

4 改正 令和 6 年 10 月 31 日

大森赤十字病院奨学金貸与規程細則

大森赤十字病院奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

（対象者の就労希望の確認）

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し本院への就労希望の有無を確認する。

（延滞利息の利率）

第2 規程第10条第2項に定める、延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき年10%の割合で計算した額を徴収するものとする。

（奨学金の返済免除の要件と免除額）

第3 規程第11条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師の資格を取得し、当院に一定期間以上、交代制勤務により就業した場合に適用する」ととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

（1）奨学金の貸与を受けた期間と同期間を就業した場合は、貸与総額の全額

（2）退職もしくは懲戒解雇となり、当院での就業期間が奨学金の貸与を受けた期間に満たない場合は、就業期間相当分の額

（3）休職となった期間、欠勤となった期間、産前産後休暇を取得した期間、育児休業および介護休業を取得した期間は、上記就業期間に含めないものとする。

（4）上記の定めにかかわらず、就業できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続就業の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙様式6の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

（成績表の提出）

第4 奨学生は、奨学金の貸与期間中、毎年4月末日までに、学年末の成績表を院長に提出するものとする。